

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針等の変更について

1. 背景

特定家畜伝染病防疫指針については、家畜伝染病予防法に基づき、少なくとも3年ごとに再検討し、必要に応じてこれを変更することとされている。今般、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」、「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」について、公表から3年が経過することを踏まえ、昨年11月に実施した第22回家畜衛生部会において変更について検討する旨を諮問し、牛豚等疾病小委員会で具体的な検討を実施することとしたところ。

2. 口蹄疫指針における変更のポイント

直近で変更した「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」や別途見直し作業中の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更の方針や都道府県等からの意見を踏まえ、以下の事項を中心とした変更を検討することとしたい。(変更の詳細については別紙を参照)

- ① 経過観察ルールの明確化
- ② 家畜市場又はと畜場における本病発生時の対応の明記
- ③ 疑似患畜の範囲の見直し
- ④ 疫学関連家畜飼養農場における移動制限対象等の明確化
- ⑤ 第22回家畜衛生部会で委員から示された意見に係る対応等

3. 牛疫、牛肺疫指針における変更のポイント

牛疫及び牛肺疫については、発生状況の変化や科学的知見・技術の進展等は特段無いが、口蹄疫指針の変更に準じた変更を検討。

なお、牛疫指針については、平成23年6月の牛疫の撲滅宣言以降の牛疫ウイルス保管方針について、国際的な協議の状況も踏まえた検討が必要。

4. 今後のスケジュール(案)

平成26年11月12日 第22回家畜衛生部会において本指針の改正について諮問

平成27年3月2日 牛豚等疾病小委員会で変更について議論
【変更の大枠(方向性)について議論】

平成27年4月～ 牛豚等疾病小委員会で変更について議論
【防疫指針の具体的な変更案について議論】

牛豚等疾病小委員会における議論終了後、家畜衛生部会に議論の結果を報告

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について

以下の具体的な変更方針について検討する。

第1 基本方針

→ 大きな論点はないか

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

→ 大きな論点はないか

第3 異常家畜の発見及び検査の実施

○ 農場等における疫学情報の収集

→ 疫学調査の対象に、「精液及び受精卵の出荷先」を追加。

○ 動物衛生研究所による検査の内容の明文化

→ 病性判定の根拠となる動物衛生研究所による検査の内容を明文化。

○ 経過観察ルールの明確化

→ 現行では、検体を動物衛生研究所に送付する必要がないと判断した場合の経過観察について、2週間、臨床症状の有無等を毎日確認すること、とだけ規定されているが、症状の状況等に応じてこの期間を短縮すること、一般病性鑑定の開始のタイミング、一般病性鑑定で他の疾病と診断された場合の対応について検討。

また、異常畜のみの移動自粛について規定されているが、同居畜等の取扱いや法律に基づく移動制限措置の適用についても検討。

○ 家畜市場又はと畜場における本病発生時の対応の明確化

→ 現行では、家畜市場又はと畜場に関して、本病が発生した際の対応については、移動制限区域の設定のみが記載されており、具体的な防疫対応については記載されていない。食品衛生部局と家畜衛生部局の役割分担の明確化や発生確定後の具体的な防疫対応について検討。

第4 病性等の判定

○ 疑似患畜の範囲の見直し

→ 現行では、「発生が続発している場合において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜」を疑似患畜としているが、“続発”の定義の明確化を検討。

また、新たに、「患畜又は疑似患畜から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜」を疑似患畜とすることについても検討。

第5 病性等判定時の措置

○ 発生に係る情報の公表について

→ 報道機関への公表についての記載はあるが、発生農場周辺の農場への情報提供・周知等については、記載されていない（当該県の市町村、関係団体、隣接する都道府県に所在地を連絡することにはなっている）。発生に係る情報共有の範囲等について検討。

第6 発生農場における防疫措置

○ 感染経路の究明のための記録

→ 現行では、と殺時の発症家畜の病変部位の撮影及び飼養規模に応じた検査材料の採材について規定されているが、発症家畜の畜舎内等の位置（場所）や頭数等の情報についても記録すること、及び、病変部位については、発症後の経過日数が最も長いものの写真を撮影すること、の明記を検討。

○ 原則として24時間以内の疑似患畜の殺処分完了、72時間以内の死体の焼・埋却完了に係る記載について

→ 大規模農場等では達成が困難であることを考慮し、「原則として」という文言とともに記載している早期封じ込めのための一定の目途を示したものであり、迅速な防疫対応が遂行でき、かつ、現実に即したまん延防止措置が実施できるよう、留意事項の記載を検討。

また、防疫措置完了の時点の明確化を検討。

第7 通行の制限又は遮断

→ 大きな論点はないか

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

→ 大きな論点はないか

第9 家畜集合施設の開催等の制限

○ 移動制限区域内に入った関連施設の制限について

→ 移動制限区域内に入った際に事業の実施、催物の開催等の停止の対象となるものとして、「と畜場」、「家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物」及び「放牧」が記載されているが、これらにおいて、具体的にどの業務が停止対象に該当するのか等について明記することを検討。

第10 消毒ポイントの設置

→ 大きな論点はないか

第11 ウイルスの浸潤状況の確認

○ 疫学関連家畜の考え方について

→ 疫学関連家畜と判断するまでの手続、法第32条に基づく移動制限の対象、期間及び解除のタイミング等についての明記を検討。

第12 予防的殺処分

→ 大きな論点はないか

第13 ワクチン

→ 大きな論点はないか

第14 家畜の再導入

→ 大きな論点はないか

第15 発生の原因究明

○ 発生時の疫学調査チームの現地調査について

→ 疫学調査チームの現地調査について、より具体的なメンバー構成、調査の流れ等について留意事項に記載することを検討。

第16 その他

○ 発生農場における家畜飼養者及び防疫作業従事者に対する精神面のケアについては、追記を検討

◎ 第22回家畜衛生部会における委員から出た意見への対応

① 厳寒期の消毒方法について記載して欲しい。(西委員)

② 口蹄疫に関連する通知がたくさん出ているので、留意事項に入れるなどにより指針本体とセットで目に付くようにして欲しい(西委員)

→ 関連通知については、指針本体や留意事項通知に可能な限り反映するとともに、防疫指針を冊子化する際に、厳寒期の消毒方法及び反映しきれない関連通知を防疫指針本体に添付する。

③ 発生農場の飼養者等に対する精神面のケアについて何か記載できないか(藤井(雄)委員) 発生時に設置する都道府県の対策本部に様々な班ができるようなので、そこで農家の精神面に対応する班を設ければいいのではないかと(村上委員)

→ その他の項目に発生時には発生農場等の飼養者に対する精神面のケアに留意することの明記等については関係部局の意見等を聞いた上で検討。